

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

サン・あもりの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中「

1,560円	1,560円	2,080円
1,560円	1,560円	2,080円
1,560円	1,560円	2,080円
3,120円	3,120円	4,120円
1,560円	1,560円	2,080円
1人1時間につき210円（回数券11枚つづり2,100円）		
1人2時間につき310円（回数券11枚つづり3,100円）		

」を

「

1,600円	1,600円	2,140円
1,600円	1,600円	2,140円
1,600円	1,600円	2,140円
3,200円	3,200円	4,270円
1,600円	1,600円	2,140円
1人1時間につき220円（回数券11枚つづり2,200円）		
1人2時間につき320円（回数券11枚つづり3,200円）		

」に、

「

220円
110円
120円
60円
70円
40円
200円
100円

」を

「

240円
120円
120円
60円
80円
40円
240円
120円

」に改め、

同表の備考の4中「130円」を「140円」に、「70円」を「80円」に、「260円」を「270円」に、「1,030円」を「1,050円」に改め、同表の備考の5中「160円」を「170円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。